

令和7年度 兵庫県立広域防災センター 会計年度任用職員（消防教育指導員）採用選考案内

兵庫県立広域防災センターで実施する防災研修に関する業務を担う会計年度任用職員を募集します。

- ・受付期間 令和7年8月19日（火）～令和7年9月1日（月）〔必着〕
- ・試験日 令和7年9月2日（火）～5日（金）のうち指定する日
- ・任用期間 令和7年10月1日（水）～令和8年3月31日（火）
- ・勤務場所 兵庫県広域防災センター（三木市志染町御坂 1-19）

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態	備考
消防教育指導員 （防災研修担当 コーディネーター）	1 名	・防災研修カリキュラムの作成及び研修講師との調整事務 ・防災研修の運営事務（講義の一部を担当する場合あり） ・大学や関係機関等が行う研修のサポート事務 ・その他防災人材育成拠点の運営事務	週29時間（原則 7 時間15分×週 4 日） ※ただし、防災研修を土日祝日に実施する場合等は、勤務の振り替えを行い、土日祝日出勤となります。	

2 受験資格

- (1) 令和7年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 防災分野の専門的知識・知見を有する方（修士号や実務経験があることが望ましい）
- (3) 任用の日に兵庫県立広域防災センターに勤務可能な方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日 時
令和7年9月2日（火）～9月5日（金）のうち指定する日
※ 面接試験は応募書類による審査を通過した方に実施します。
試験日程は申込み後、別途お知らせします。
- (3) 場 所
兵庫県広域防災センター
〒673-0516 三木市志染町御坂 1-19 TEL:0794-87-2920

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真を貼付したもの)を提出してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

申込先：兵庫県広域防災センター

〒673-0516 三木市志染町御坂 1-19 [TEL:0794-87-2920](tel:0794-87-2920)

5 合格発表

選考後、兵庫県広域防災センターから通知します。

6 任用期間

令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日までです。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4 回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

7 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）月額 250,900 円

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.6 月（6 月期 2.3 月、12 月期 2.3 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））※任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (5) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

※ ただし、防災研修を土日祝日に実施する場合等は、勤務日の振り替えを行い、土日祝日に出勤していただきます。

- (6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週 3 日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

- (7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に参加

- (8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。